

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
 「子ども支援専門部会」

令和2年7月15日

件 名	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う教育・保育施設等の対応について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども政策課、地域のちから推進部 住区推進課、学校運営部 学校支援課 教育指導部 教育指導課
内 容	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言に係る区の教育・保育施設等の取り組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 幼稚園・保育施設等の対応経過について</p> <p>(1) 緊急事態宣言後</p> <p>ア 臨時休園</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月9日から5月31日まで、保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、認証保育所及び幼稚園は臨時休園とした(認証保育所及び幼稚園は要請)。 臨時休園中、自宅で保育される方に対し、相談や傾聴等にも対応するよう保育施設へ依頼した。 <p>イ 緊急特別保育</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時休園の期間中、家庭での保育が著しく困難な方について、緊急特別保育を実施した。 延長保育、給食提供は中止した。 緊急特別保育の利用状況。 <p>申込者は平時の12.5%(5/7時点)</p> <p>※臨時休園及び緊急特別保育の実施に伴い、保育料については、登園実績に応じて再計算し、充当・還付を行う。</p> <p>(2) 緊急事態宣言解除後</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月1日から、幼稚園、保育施設等を再開。 引き続き、可能な方については家庭での保育を依頼。 再開にあたり感染防止策について具体的な確認内容を記載したチェックリストを送付するなど十分な注意喚起を行う。 <p>2 学童保育室等の対応経過について</p> <p>(1) 緊急事態宣言後</p> <p>ア 臨時休室及び休館</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月9日から5月31日まで、学童保育室は臨時休室、児童館特例利用(ランドセルで児童館)は休館とした。

イ 緊急特別保育

- ・ 学童保育室では、臨時休室の期間に合わせ、家庭での保育が著しく困難な方について、緊急特別保育を実施した。
- ・ 緊急特別保育においても延長保育および特別延長保育を実施。
- ・ 緊急特別保育の利用状況。

登録数は、平時の 17.2% (5/20 時点)

※臨時休室及び緊急特別保育の実施に伴い、保護者負担金については、登室実績に応じて再計算し、還付を行う。

(2) 緊急事態宣言解除後

- ・ 6月1日より、学童保育室、児童館特例利用（ランドセルで児童館）を再開した。
- ・ 引き続き、可能な方については家庭での保育を依頼。
- ・ 再開にあたり感染防止策について具体的な確認内容を記載した通知を送付するなど十分な注意喚起を行う。

3 小学校の対応経過について

(1) 緊急事態宣言後

ア 臨時休業の継続

- ・ 3月2日からの臨時休業を継続した。臨時休業中は、一斉登校日を設定しない。
- ・ 臨時休業に伴い、放課後こども教室は休止した。

イ 家庭におけるオンライン学習の実践

- ・ 区のホームページ『家庭学習支援サイト』を開設し、国、都、区、民間事業者が提供する教材の提供、紹介を実施。
- ・ 有料オンライン学習サービス『エデュモール』の提供。
- ・ 区立小中学校教員による「家庭学習用映像教材」の作成及び「足立区公式動画サイト（YouTube 限定公開）」での提供。

(2) 緊急事態宣言解除後

- ・ 6月1日に学校再開後3週間、児童・生徒3分の1ずつの分散登校期間とした。
- ・ 今年度のプール指導は行わない。
- ・ 夏季・冬季休業期間を短縮する。夏季休業期間が短縮されるため、下記に放課後子ども教室が開催できるよう調整していく。
- ・ 家庭学習用映像教材について、6月中旬までは作成し、公開を継続した。

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和2年7月15日

件 名	令和2年4月1日認可保育園・小規模保育事業、開設にあたっての意見聴取結果について
所 管 部 課	待機児対策室 子ども施設整備課 待機児ゼロ対策担当課
内 容	<p>令和2年2月26日開催予定だった「令和元年度 第5回 子ども支援専門部会」の中止に伴い、郵送にて「審議・調査事項1及び2」の意見聴取を実施した。</p> <p>各意見を踏まえ、下記のとおり、子ども支援専門部会の意見聴取結果として取りまとめ、令和2年7月29日開催の足立区地域保健福祉推進協議会で報告する。</p> <p>1 審議・調査事項1 「特定教育・保育施設の利用定員の確認について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供区域5（江北・鹿浜・舎人地域）は保育施設が非常に少なく、駅のない地域にこそ保育施設を増加させて欲しいとの意見 ・ 保育施設の定員割れについて、特に低年齢児は深刻な事態を招くことから、定員の見直し等を早急に検討し、安定的な運営ができるようにお願いしたいとの意見 ・ 各区域の実情に留意した待機児童解消の施策を支持する。懸念される1歳児の入園は、弾力的な運用で利用者の不安解消を期待する。今後予想される通年を通しての欠員は課題として取り組むよう期待との意見 ・ 入所定員に満たない保育施設の一時的な定員変更と、配置する保育士数の変更を早急に対応して頂きたいとの意見 ・ 欠員が生じた保育施設で、一時保育の預かりを拡大し、一時的に保育を必要とする保護者の要望に応えられるようにして欲しいとの意見 ・ 子どもたちが居心地のいい場づくりをお願いしたいとの意見 <p>2 審議・調査事項2 「特定地域型保育事業の認可及び利用定員の確認について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度の保育施設整備により、待機児童がほぼ解消できる見込みとのことだが、どのようになるのか心配が残るとの意見 ・ 入所定員に満たない保育施設の一時的な定員変更と、配置する保育士数の変更を早急に対応して頂きたいとの意見

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

令和2年7月15日

件 名	令和元年度 私立認可保育所に対する指導検査の実施結果について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援担当課
内 容	<p>令和元年度に子ども・子育て支援法（以下「支援法」）に基づき実施した私立認可保育所に対する一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 検査対象 カッコ内は平成30年度 私立認可保育所45園（15園） 【内訳：都区合同 8園（11園）、区単独37園（4園）】</p> <p>2 検査結果</p> <p>（1）文書指摘【支援法関連法令に関する違反等】</p> <p>ア 重要事項の掲示を行っていなかった：8件 イ 重要事項に関する運営規程を定めていなかった：1件 ウ 業務（園）日誌が未作成であった：1件 エ 前期末支払資金残高を超える金額を法人本部会計に繰り入れていた：1件 オ 保育所施設・設備整備積立金及び前期末支払資金残高の一部を取崩して法人本部に繰り入れ、海外における職員研修センターの購入経費に充当していた：1件</p> <p>（2）口頭指導【支援法関連法令以外の法令や国通知に関する違反等】 (主なもの)</p> <p>ア 職員の配置申請内容について一部適正でないものがあった（職員異動届の区への提出漏れ等によるもの）：15件 イ 財務諸表を園に備え付ける等の要件を満たさずに委託費を弾力的に運用していたなど、委託費の使用・運用に関する不備：4件</p> <p>（3）助言指導【法令や国通知には違反しないもの】 (主なもの)</p> <p>ア 事故の記録に怪我の治癒までの経過及び保護者対応等の記載がなかった：14件 イ 延長保育を担当する保育士資格を有しない職員に関する、園での発令等手続きや研修受講等の要件に関する不備：6件</p>

3 検査結果の通知及び周知

- ・ 指摘等の対象園に対して検査結果を通知し、改善を促した。なお、全園に対して説明会で周知して注意喚起を行う。
- ・ 区ホームページにて公表を行った。

4 今後の方針

結果を踏まえ、重要事項、職員の配置申請、延長保育担当職員に関する手続き等を中心に、今後同様の指摘等を受けないよう、所管課と連携して全園に対して周知・徹底を図る。

令和 2 年度 第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会
 「子ども支援専門部会」

令和 2 年 7 月 15 日

件 名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について									
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設運営課									
	子ども施設指定管理者 17 施設の平成 30 年度業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。									
1 主な業務内容										
(1) 保育事業の実施に係る業務 (2) 施設の維持管理に関する業務										
2 評価対象期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日										
3 施設名称及び評価結果等（満点 180 点） (評価点数順)										
内 容	No.	施設名 指定管理料（円）	指定管理者 代表者名	評価点	評価点/満点 ×100 (%)	評価				
	1	千住保育園 203,040,699	(福) 太陽会 小倉 將信	178.1	98.9 %	A +				
	2	竹の塚北保育園 205,091,813	(福) 三樹会 細野 智樹	177.3	98.5 %	A +				
	3	さつき保育園 226,214,168	(福) 江北会 野口 澄夫	176.7	98.2 %	A +				
	4	せきや保育園 142,910,270	(福) 桑の実会 桑原 哲也	176.2	97.9 %	A +				
	5	新田おひさま保育園 104,313,905	(福) 太陽会 小倉 將信	175.5	97.5 %	A +				
	6	水神橋保育園 194,652,349	(福) 聖華 白須賀 まり子	175.4	97.4 %	A +				
	7	青井おひさま保育園 108,673,740	(福) 水の会 小林 信子	174.6	97.0 %	A +				
	8	青井保育園 211,402,809	(福) からしだね 春見 静子	174.2	96.8 %	A +				
	9	竹の塚保育園 202,584,250	(株) ネッセスタイルア 滝山 真也	173.3	96.3 %	A +				
	10	興本保育園 177,242,899	(福) 太陽会 小倉 將信	172.3	95.7 %	A +				
	11	谷在家保育園 140,288,755	(福) わかば会 石川 晴雄	169	93.9 %	A				
	12	五反野保育園 221,110,546	(株) 日本保育サービス 古川 浩一郎	168.4	93.6 %	A				
	13	やよい保育園 204,804,639	(福) 博友会 川下 勝利	168.3	93.5 %	A				

No.	施設名称 指定管理料(円)	指定管理者 代表者名	評価点	評価点/満点×100(%)	評価
14	新田三丁目なかよし 保育園 87,780,734	(福) 南流山福祉会 西臣 正男	163.4	90.8 %	A
15	東保木間保育園 175,759,693	(福) 高砂福祉会 篠塚 雅之	161.7	89.8 %	A
16	伊興大境保育園 173,697,210	(福) 高砂福祉会 篠塚 雅之	158.9	88.3 %	A
17	新田さくら保育園 115,408,484	(福) じろう会 久芳 敬裕	156.4	86.9 %	A

※評価項目及び評価基準は、別添、情報連絡事項4-1（評価結果資料）を参照

評価基準	A+	170以上
	A	170未満～ 153以上
	A-	153未満～ 144以上
	B+	144未満～ 135以上
	B	135未満～ 117以上
	B-	117未満～ 108以上
	C	108未満

合格



4 委員会委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	田代 恵美子	明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授
	鈴木 欽哉	公認会計士
関係団体代表	北島 小夜子	足立区民生・児童委員
	高橋 將郎	青少年委員
区職員	松野 美幸	子ども家庭部長
	川口 真澄	待機児対策室長

5 評価方法

委員会での提出資料の確認及び実地調査により実施。

＜確認資料＞

1	基本協定書	10	会計経理
2	年度協定書	11	サービスの評価
3	保守・点検完了報告書	12	保育の基本原則

4	施設・設備点検完了報告書	13	全体・長期・短期計画
5	防災への配慮	14	小学校との連携
6	防犯への配慮	15	食育計画
7	事故への対応	16	保健計画
8	個人情報取扱い	17	乳幼児突然死症候群
9	職員研修	18	調理衛生管理

6 委員会での主な意見と対応等

(1) 保護者アンケートの回収率（平均73.9%）を上げる工夫をお願いしたい。

対応策：回収率が低い保育園に対して、保護者に提出を呼びかける等、回収率向上に努めていただくよう、助言する。

(2) より人権に配慮すべき点が見受けられるため、教育・保育の質ガイドラインを活用した研修を実施し、実践させること。

実践例・おむつ交換やトイレでの排泄時に他者の視線を遮る。

- ・ 不必要に大きな声で声かけをしない。
- ・ 一口の量は咀嚼や飲み込みの状況を見て加減する。
- ・ 食事の途中で眠くなってしまったら無理に食べさせない。

対応策：今後、保育施設内で「足立区教育・保育の質ガイドライン」の保育実践振り返りシートを使用した自己評価を実施するなど、子どもの人権への意識を高めるよう働きかけていく。

7 評価結果の公表

足立区ホームページに令和2年7月上旬掲載

8 その他

今回の評価結果を指定管理者に説明し、今後の業務改善につなげていくよう指導した。

令和 2 年度 第 1 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和 2 年 7 月 15 日

件 名	「イマドキ まごそだて」(祖父母手帳)の作成及び配布について
所 管 部 課	子ども家庭部 青少年課
	<p>祖父母世代がイマドキの子育てや両親との関わりについて理解し、よりよい孫育てに役立てていただけるよう、別添、情報連絡事項 5-1のとおり、本冊子を作成したため報告する。</p> <p>1 作成部数 8, 000 部</p> <p>2 配付先 地域学習センター、住区センターなど ※その他講座等で活用。</p> <p>3 配布時期 7 月から順次配布。</p>
内 容	

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和2年7月15日

件 名	きかせて子育て訪問事業における事業案内等のための戸別訪問の実施について
所 管 部 課	こども支援センターげんき こども家庭支援課
内 容	<p>出産または育児における孤立感や不安感を抱えた妊婦または未就学児のいる保護者に対して訪問し傾聴等の支援を行う「きかせて子育て訪問事業」を次のとおり拡充することとしたので報告する。</p> <p>1 拡充する事業の概要 育児に孤立している（情報に積極的にアクセスできない）と推測される乳幼児を養育する家庭を抽出し、きかせて子育て訪問事業の事業案内のための戸別訪問を行い、子育てに関する孤立感、不安感を聞き取るとともに、子育てガイドブック等の子育て関連情報を提供する。</p> <p>2 対象家庭の抽出（100家庭程度） 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課からの調査（乳幼児健診未受診者、未就園児等の状況確認の調査）結果から、次のいずれも満たす児童のいる家庭で、育児に関して孤立していると推測される家庭を抽出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児であって保育園、幼稚園等に在籍のない児童 ・乳幼児健診未受診児童またはあだちっ子歯科健診未受診児童 ・保健センター、障がい福祉課、福祉事務所各福祉課、こども支援センターげんき等の各種相談窓口で継続相談になっていない児童 <p>3 事業案内等 (1) きかせて子育て訪問事業の事業案内 (2) 子育てに関する孤立感、不安感の聞き取り (3) 子育てガイドブック等の配付による子育て関連情報の提供 等</p> <p>4 足立区情報公開・個人情報保護審議会への諮問 令和2年3月の標記審議会で了承を得ている。</p> <p>5 委託先事業者 NPO法人子育てパレット</p> <p>6 実施時期 令和2年6月1日から</p> <p>7 今後の方針 新たな取り組みでもあるため、事業を実施する中で訪問対象者からの声にも配慮しつつ進めていく。</p>

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和2年7月15日

件 名	足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
所 管 部 課	福祉部 親子支援課
内 容	<p>1 改正理由 子ども医療費助成に係る助成対象者について運用で実施していた助成対象者を明確化するため、足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 「子どもを養育している者」の定義に、「規則で定める者」を追加する。 (適用例 未成年後見人)</p> <p>(2) 子どもを監護している者同士が別居している場合、「子どもを養育している者」は、子どもと同居している者とする規定を追加する。 (適用例 父母が離婚前提で別居し、一方が子と同居している場合)</p> <p>(3) 医療費助成の対象者に、「規則で定める者」を追加する。 (適用例 子が入寮制の学校に越境入学している場合)</p> <p>3 新旧対照表 情報連絡事項 7-1 のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>

足立区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
第1条 省略 (用語の定義)	第1条 省略 (用語の定義)
第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。	第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
2 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 <u>(3) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの</u>	2 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める者</u>
3 前項第1号又は第3号の場合において、 <u>父及び母がともに</u> 当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、 <u>当該父又は母のうちいずれか</u> 当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。	3 前項第1号又は第3号の場合において、 <u>父及び母並びに</u> <u>同項第3号に掲げる者のうちいずれか2以上の者が</u> 当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、 <u>当該父若しくは母又は同号に掲げる者のうち最も</u> 当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
4 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。	4 前項の規定にかかわらず、 <u>第2項第1号又は第3号に掲げる者のうちいずれか1の者が</u> 当該子どもと同居している場合（当該いずれか1の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の同項第1号又は第3号に掲げる者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該子どもは、 <u>当該いずれか1の者によって</u> 監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
	5 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

改正前	改正後
(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する子どもを養育している者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、対象者としない。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 （2）規則で定める施設に入所している者 （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親に委託されている者	(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、足立区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する子どもを養育している者 <u>その他規則で定める者</u> とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、対象者としない。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 （2）規則で定める施設に入所している者 （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
第4条～第11条 省略 付 則 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、施行の日において助成の対象者とすべき者は、同日にその要件に該当することを条件として、この条例及び規則で定めるところにより同年7月1日から対象者の認定手続をることができる。 2 平成5年10月1日から同年12月31までの間に行われた医療の給付については、第7条第1項中「当該病院等」とあるのは、「対象者」と読み替えて同項の規定を適用する。 付 則（平成12年12月22日条例第114号） この条例は、平成13年1月6日から施行する。 付 則（平成14年9月30日条例第36号） この条例は、平成14年10月1日から施行する。 付 則（平成14年12月20日条例第50号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。 付 則（平成15年12月17日条例第49号） この条例は、平成16年4月1日から施行する。	第4条～第11条 省略 付 則 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、施行の日において助成の対象者とすべき者は、同日にその要件に該当することを条件として、この条例及び規則で定めるところにより同年7月1日から対象者の認定手続をることができる。 2 平成5年10月1日から同年12月31までの間に行われた医療の給付については、第7条第1項中「当該病院等」とあるのは、「対象者」と読み替えて同項の規定を適用する。 付 則（平成12年12月22日条例第114号） この条例は、平成13年1月6日から施行する。 付 則（平成14年9月30日条例第36号） この条例は、平成14年10月1日から施行する。 付 則（平成14年12月20日条例第50号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。 付 則（平成15年12月17日条例第49号） この条例は、平成16年4月1日から施行する。

改正前	改正後
付 則（平成17年6月20日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。	付 則（平成17年6月20日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。
付 則（平成17年10月24日条例第69号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。	付 則（平成17年10月24日条例第69号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。
付 則（平成19年3月16日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。	付 則（平成19年3月16日条例第19号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
付 則（平成19年7月11日条例第44号） この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。	付 則（平成19年7月11日条例第44号） この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。
付 則（平成21年3月25日条例第20号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。	付 則（平成21年3月25日条例第20号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。
付 則（平成24年10月25日条例第41号） この条例は、公布の日から施行する。	付 則（平成24年10月25日条例第41号） この条例は、公布の日から施行する。
付 則（平成26年3月28日条例第21号） 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。	付 則（平成26年3月28日条例第21号） 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
付 則（平成29年3月29日条例第13号） この条例は、平成29年4月1日から施行する。	付 則（平成29年3月29日条例第13号） この条例は、平成29年4月1日から施行する。 <u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
 「子ども支援専門部会」

令和2年7月15日

件 名	「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給について
所 管 部 課	福祉部 親子支援課
内 容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取り組みとして、児童手当（本則給付）の受給者（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。ただし特例給付受給者（所得制限額以上の者）は対象外。</p> <p>1 対象児童数 90,000人（見込み） <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月分の児童手当の受給者 令和2年3月に中学校を修了した児童等に係る児童手当の受給者（児童手当は中学校修了までの児童が対象） <p>2 支給額 対象児童1人につき10,000円</p> <p>3 一般受給世帯 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年 5月15日 案内送付 44,197世帯 6月16日 口座振込 704,190,000円（44,172世帯分） ※ 6月3日現在の予定振込金額 <p>4 公務員世帯 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年 7月以降 申請受付開始 9月以降 審査・支給決定 10月以降 口座振込 <p>5 周知 (1) 一般受給世帯 お知らせ・チラシを送付した。また、あだち広報、区ホームページ、豆の木メールで周知した。 (2) 公務員世帯 所属庁が申請書様式を配布、住所地の区市町村へ申請するよう勧奨。</p> </p></p></p>

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
 「子ども支援専門部会」

令和2年7月15日

件 名	「ひとり親家庭等への足立区独自の緊急支援給付金」の支給について
所 管 部 課	福祉部 親子支援課
内 容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対する緊急支援として、児童育成手当の受給者に対し、足立区独自の緊急支援給付金を支給する。</p> <p>1 支給対象者 令和2年6月支給分の児童育成手当受給者</p> <p>2 対象児童数 約12,000人</p> <p>3 支給額 対象児童1人につき20,000円</p> <p>4 支給方法 児童育成手当の振込口座に入金</p> <p>5 実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月9日 8,119世帯に案内送付（児童 11,808人分） 6月下旬 支給処理（金融機関へのデータ持込） 7月上旬以降 口座振込（振込通知を送付） <p>6 周知 あだち広報、区ホームページ、豆の木メールで周知</p>

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会
 「子ども支援専門部会」

令和2年7月15日

件 名	足立区あんしん子育てナビ（予防接種ナビ）の改修について
所 管 部 課	衛生部 保健予防課
内 容	<p>複雑な予防接種スケジュールの管理や妊娠期・子育て期の疑問などを解決できる便利なサイト、「足立区あんしん子育てナビ」の改修を行った。</p> <p>1 既存機能</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 予防接種スケジュール作成、予定カレンダー表示、接種日に合わせたメール配信 (2) 予防接種指定医療機関情報 (3) 感染症流行情報 (4) すこやか赤ちゃんメール（妊娠中から3歳までの育児期に必要な情報を配信） (5) 新米ママパパの子育てブログ（子どもとつき合うポイントや支援サービスの案内を配信） (6) 豆の木メール（ひとり親家庭に役立つ情報を配信） (7) 区からのお知らせ (8) 赤ちゃんの成長記録機能（身長・体重の成長グラフ、乳幼児健診記録） <p>2 改修内容（情報連絡事項 10-1 参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 問合せの多い内容について情報を追加 (2) こども手帳の内容に沿った機能の追加 (3) デザインを親しみやすく操作しやすいものに変更 <p>3 利用開始日 令和2年3月2日（月）から</p>

改修内容について

1 問い合わせの多い情報の追加

「知っておきたい予防接種イロイロ」のページについて、日頃、問い合わせが多い内容を新たに追加し、下記の通り変更する（※1）。

（※1）下線の内容を追加する。

2 機能追加

母子健康手帳が子ども手帳の役割を担うようになったため下記の機能を追加する。

- ア 子どもが今までかかった主な病気の記録
- イ 7歳～18歳までの成長・健康の記録
- ウ 妊婦健診の記録（体重のグラフ化・妊婦健診のデータの記録）

3 デザイン変更

親しみやすく、操作が行いやすいものへ変更を行う（カラー：オレンジ）。



（1）新デザインについて

ア 画面下によく使うメニューが固定されるので、ページの切り替えが簡単に可能

スケジュール：予防接種のスケジュール詳細

カレンダー：予防接種スケジュールや他に個人が必要な予定を入力可能
ホーム：ホーム画面へもどる

成長記録：乳児健診の記録・妊婦健診の記録・罹患情報の記録が可能

設定：子どもの追加やアドレス変更など設定の画面

イ メニューアイコンは混乱がないよう現在のものと類似したもので作成を行う。

- ・これで安心予防接種ナビ
- ・マイワクチン
- ・予防接種指定医療機関
- ・知っておきたい予防接種イロイロ
- ・流行疾患
- ・すこやか赤ちゃんメール
- ・新米ママパパの子育てブログ
- ・ひとり親家庭応援メール
- ・乳幼児健診
- ・妊婦健診

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

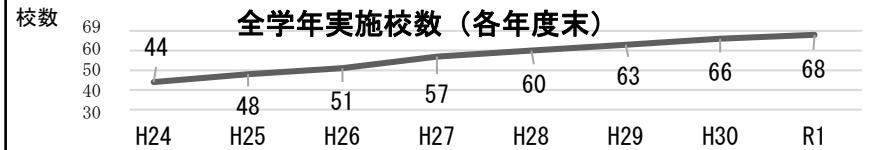
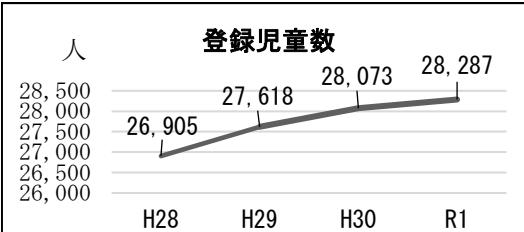
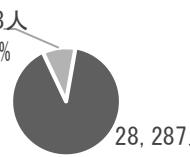
令和2年7月15日

件 名	ロタウイルスワクチンの定期接種について
所 管 部 課	衛生部 保健予防課
内 容	<p>令和2年10月1日からロタウイルスワクチンの定期接種を開始する。</p> <p>1 開始時の対象者 令和2年8月以降に生まれる0歳児</p> <p>2 ワクチン接種間隔及び接種回数等 ワクチンは2種類あり、用法及び用量に違いがある。 ア ロタリックス 27日以上の間隔において2回経口接種、接種量は毎回1.5ml イ ロタテック 27日以上の間隔において3回経口接種、接種量は毎回2ml</p> <p>3 定期接種対象月齢 ア ロタリックス 生後6週から生後24週まで イ ロタテック 生後6週から生後32週まで</p> <p>※標準的な初回接種は生後2月から生後14週6日まで ※既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う。</p>

令和2年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

令和2年7月15日

件 名	放課後子ども教室の令和元年度実施状況と令和2年度の方針について																																		
所 管 部 課	学校運営部 学校支援課、生涯学習振興公社																																		
	<p>放課後子ども教室の令和元年度実施状況と令和2年度の方針について、次のとおり報告する。</p> <p>1 令和元年度実施状況 ※（ ）内は平成30年度</p> <p>（1）全学年（1～6年生）実施校 68校（66校） ※ 一部学年未実施は、綾瀬小</p>  <table border="1"> <caption>全学年実施校数（各年度末）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>44</td></tr> <tr><td>H25</td><td>48</td></tr> <tr><td>H26</td><td>51</td></tr> <tr><td>H27</td><td>57</td></tr> <tr><td>H28</td><td>60</td></tr> <tr><td>H29</td><td>63</td></tr> <tr><td>H30</td><td>66</td></tr> <tr><td>R1</td><td>68</td></tr> </tbody> </table> <p>（2）週5日実施校 68校（68校） ※ 一部曜日未実施は綾瀬小。千寿第八小は現在、一部曜日を休止中</p> <p>（3）学校図書館の活用 学校図書館の活用校・・・・・・69校（69校）</p> <p>（4）実施会場数別 実施会場は、校庭・教室・体育館・学校図書館等であり、実施日の学校の行事や天候等により、学校図書館以外に、校庭・体育館・教室等の会場を組み合わせて実施している。</p> <p>ア 2会場・・・2校（5校） イ 3会場・・・27校（23校） ウ 4会場・・・39校（40校） エ 6会場・・・1校（1校）※新田小は2校舎6会場で実施</p> <p>（5）登録児童数・延参加児童数・延開催日数</p>  <table border="1"> <caption>登録児童数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28</td><td>26,905</td></tr> <tr><td>H29</td><td>27,618</td></tr> <tr><td>H30</td><td>28,073</td></tr> <tr><td>R1</td><td>28,287</td></tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>参加対象児童の登録率</p>  <table border="1"> <caption>参加対象児童の登録率</caption> <thead> <tr> <th>登録状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>登録</td><td>90.2%</td></tr> <tr><td>未登録</td><td>9.8%</td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 30%;"> <p>※参加対象児童 31,377人 (一部学年未実施校については実施学年の児童数)</p> </div> </div>	年度	校数	H24	44	H25	48	H26	51	H27	57	H28	60	H29	63	H30	66	R1	68	年度	人	H28	26,905	H29	27,618	H30	28,073	R1	28,287	登録状況	割合	登録	90.2%	未登録	9.8%
年度	校数																																		
H24	44																																		
H25	48																																		
H26	51																																		
H27	57																																		
H28	60																																		
H29	63																																		
H30	66																																		
R1	68																																		
年度	人																																		
H28	26,905																																		
H29	27,618																																		
H30	28,073																																		
R1	28,287																																		
登録状況	割合																																		
登録	90.2%																																		
未登録	9.8%																																		
内 容																																			

